

女性理学療法士にまとりつくセクハラ患者



顧問弁護士

ぴーすなう法律事務所
魚住 昭三

(1) ケース紹介
A整形外科医院のA医
院長から顧問弁護士に、
「うちの若い女性の理学
療法士(P.T) Bが、69
歳の男性患者Xにまとり
つかれて困っています。
そのP.Tは、最近、体調
を崩してしまいました。
いったい、どうしたら良
いでしょうか。」との相談
があった。

うだ。その後、Xは、B
さんを食事に誘ったり、
電話番号や住所をしつこ
く聞いたり、何かにつ
けてBさんにまとりつ
くようになってきた。
「担当を変えてほしい。」
とA医院長に訴え、A医
院長は初めて問題に気付
いたが、人員の関係でX
とBさんを引き離すこと
ができなかった。
A医院長は、Xに対し
て「セクハラまがいの言

動は慎んでほしい」と
言ったところ、Xに散々
「すみません」と謝る
羽目になった。

(2) 医療機関におけるセ
クハラとは
「職場における性的
な言動に起因する問題に
関する雇用管理上の措置
等」を定める男女雇用機
会均等法11条1項(参照)

①職場において行われる
性的な言動に対するその
雇用する労働者の対応に
より当該労働者がその労
働条件につき不利益を受
けること。
②当該性的な言動により
当該労働者の就業環境が
害されること(本ケース)

患者が医療関係従事者
に対してセクハラをして
いる場合でも、事業主が、
セクハラ防止について
予防策や講習など均等法
が定めている措置をとつ
ていなければ、男女雇用
機会均等法11条1項違反
となり、医療機関の責任
(就業環境保全義務・安

全配慮義務) が問われま
す。

(3) A整形外科医院の責
任
このケースでは、「B
さんが体調を崩してし
まった」時点で、既に医
療機関の責任が発生して
います。

(4) 対応… 応召義務(医
師法19条) の解除等
院内で院長の指示に従
わないXに対しては、応
召義務(医師法19条)を
解除する「正当な理由」
が存在します。

とにかくA医院長が毅然
とした態度で、Xに
ルールを守らせること。
「Bは最近体調を崩して
おり、その原因は貴方に
あると私達は考えている。
今後、Bには一切関わら
ないこと。それから、院
内では私の指示に必ず
従ってください。」

Xが従わなければ、
「これ以上、当院では診
療できない。警察に相談
することも考えている。」

と明確に伝える。

Xの逆上が心配なら、
男性スタッフを両脇にお
いて複数で対応し、脅し
などの気配があった時点
で、直ぐに警察に通報す
る態勢をとる。通報のタ
イミングは、暴力を振る
われてからではなく、恐
怖心を感じた時点で構わ
ない。A医院長が手で合
図したら、他のスタッフ
が警察に電話する、と決
めておけば良いでしょう。
セキュリティカメラ等
の設置も考慮すべきです。

(5) トラブルの教訓

職員を守れない医療機
関は、失格です。普段か
ら職員からの情報を収集
し、問題がありそうなら
ば早期に顧問弁護士に相
談し、必要ならば顧問弁
護士から内容証明で警告
を發します。そして、訴
訟になった場合のことを
考え、日時と責任者を明
記した文書で記録を残す
習慣をつけましょう。